

# 富士山エコレンジャー登録要項

ふじさんネットワーク  
平成 22 年 6 月 3 日制定

富士山エコレンジャー（以下「エコレンジャー」という。）の登録にあたっては、「富士山エコレンジャー設置要綱」第 2 条に定める資格要件のほか、本要項に定める要件を満たすものとする。

## 第 1 章 新規登録

（要件）

新たにエコレンジャーに登録する場合は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 静岡県内に住民登録していること。
- (2) 富士山エコレンジャー連絡会（以下「連絡会」という。）が行う講習を受講し、次に定める単位を取得していること。
  - ・ 25 単位（基礎講座 8 単位、実技講座 17 単位）なお、講習内容等の詳細は、第 3 章による。  
ただし、次に定める資格を有する場合は、基礎講座 5 単位を免除する。  
CONE、森林インストラクター、自然観察指導員、ネイチャーゲーム指導員  
プロジェクト・ワイルド、日本赤十字社救急法救急員養成講習  
普通救命講習（消防署主催）
- (3) 「富士山の環境保全について」をテーマに、自身の考えや想いをレポートとしてまとめ、提出していること。（字数 1,000 字以内、様式自由）

（登録期間）

登録された年の 4 月 1 日から 4 年間とする。

## 第 2 章 登録の更新

（要件）

登録を更新する場合は、当該登録期間内において、連絡会が行う講習を受講し、次に定める単位を取得していること。

- ・ 16 単位（基礎講座 8 単位、実技講座 8 単位 ※必須科目含む）

（更新期間）

更新後の登録期間は、更新を認定された年の 4 月 1 日から 4 年間とする。

## 第 3 章 講習

（内容）

講習は、富士山の自然、歴史、行政施策などの基礎講座及び、登山実践、救命救急などの実技講座とし、科目及び単位数は次のとおりとする。（1 単位＝1 時間）

なお、下線部は、新規登録時の必須科目とする。

### (1) 基礎講座

[科目名]	[単位]	[内 容]
<u>①自然関係①</u>	2	地形、地質、噴火、湧水、地下水
<u>②自然関係②</u>	1. 5	植物（木本、草本、森林、生態系）

③自然関係③	1.5	動物(哺乳類、野鳥、昆虫)
④自然関係④	1.5	気象(雨、雪、気温、気圧、湿度他)
⑤自然環境①	1	大沢崩れ等、砂防
⑥自然環境②	1.5	現状、負荷、温暖化、予測、対応
⑦歴史関係	1	登山信仰、浅間大社、生活、文化、産業、芸術
⑧世界文化遺産	1	世界遺産の基礎、富士山の現状
⑨環境省施策	1.5	自然公園法、自然保護官業務、他
⑩林野庁施策	1.5	森林法、森林管理署業務、他
⑪静岡県施策	1	ごみ、し尿、静岡県業務、世界遺産、他
⑫活動基本	2	富士山憲章、対話、知識、体力、他

全17単位

(2) 実技講座

[科目名]	[単位]	[内 容]
①登山実践	4	安全登山、注意箇所、他
②危機管理	2	気象、けが、病気、事故、他
③救命救急	3	応急措置、心肺蘇生法、搬送法
④現地実践	4	動植物観察、対話、ごみ
⑤討論発表	4	グループ討議、ロールプレイ、発表

全17単位

(単位の取得)

既に単位取得済みの科目を再度受講しても、取得単位数の加算は行わない。

(単位の有効期間)

取得した単位の有効期間は、取得した年度から3年後の年度末までとする。

第4章 その他

エコレンジャー登録後、その資質や活動状況等に疑義があり、登録継続が望ましくないと連絡会が判断した場合、登録を解除する。

附 則

平成22年6月 3日制定

平成23年7月 2日改定